The Article 9 Society Hiroshima

第九条の会ヒロシマ

会報 82 号
2014年6月

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL　070-5052-6580　E-mail　fujii@jca.apc.org（藤井）
FAX　082-283-7789（佐々木孝）　URL：http://9-hiroshima.org/
FB　http://www.facebook.com/9hiroshima
郵便振替　**01390-5-53097** 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

あなたは平和のスポンサー

名前掲載は主権者としての意思表示、多くの人に伝えよう

ストップ改憲！
8･6新聞意見広告2014に
ご参加くだされ～い

掲載日･掲載紙　2014年8月6日（水）

- ･朝日新聞大阪本社版15段
- ･東京都心版（山口県は賛同金が集まり次第）全5段
- ･朝日デジタル版トップパネル（8月4日~10日）

申込方法

◆ 申し込みは、チラシの振替用紙をご利用ください。
（郵便局の振替用紙の場合、名前掲載可・不可、送付要・不要必須）

◆ 賛同金　個人１口1,000円（複数口歓迎）　団体１口5,000円
（学生さんなどはいくらでも結構です）

＊ **7月16日までに振り込**まれるとお名前が確実に掲載できます。
直接渡してくださる場合は、**7月21日まで**にお願いします。

＊ 郵便振替：　**01390－5－53097**　「第九条の会ヒロシマ」

◆ お名前の掲載（可・不可）　匿名可、ペンネーム、ニックネーム歓迎。

◆ 掲載紙面コピー送付（要・不要）8月10日頃送付予定
＊会員さんには、9月の会報に同封して送ります。

みんなで作る意見広告　メッセージ募集中

メッセージは 31 字以内　締切 6 月末まで
振替用紙のメッセージ欄、FAX 等でお寄せください。

▼チラシは何枚でも送りますので遠慮なくご連絡ください。

主催：第九条の会ヒロシマ　　協賛：広島県９条の会ネットワーク

会報82号　　目　次

1	8･6新聞意見広告にご参加下さい	藤井純子
2～3	集団的自衛権は不要である	横原由紀夫
4～5	護衛艦『たちかぜ』裁判東京高裁で勝訴	竹内康人
6	元日本軍「慰安婦」問題と広島の現在	高雄きくえ
7	自衛隊呉基地60年	平賀伸一
8～9	教科書採択の仕組みと問題点	山川　滋
10～11	21回目中国電力株主総会へ脱原発議案提案	溝田一成
12～14	5.3憲法記念日リレートーク＆シール投票を行いました	藤井純子、森瀧春子、足立修一、山川滋、横原由紀夫
15	憲法記念日に栗原貞子さんの言葉を考える	（新聞記事）
16	「終わらない戦争」　広大学長、学部長への要請文	慰安婦ネット
17	活動報告	
18	お知らせ　後記	

戦争をしない国のままで･･･

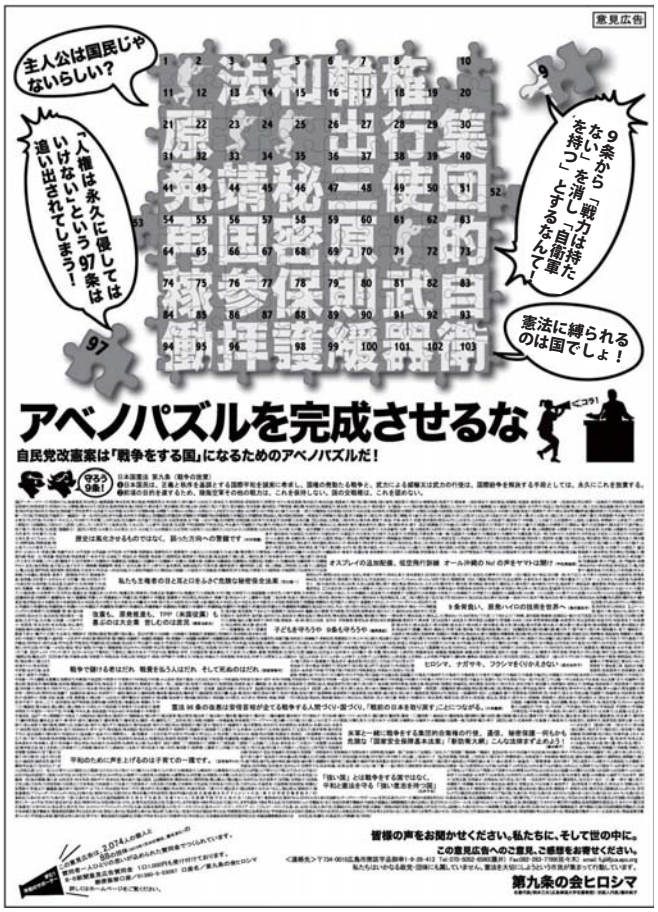

2014 紙面案　状況によっては変更するかもしれません。

岩国米軍基地周辺の爆音はすさまじい。しかし海上自衛隊のある呉でヘリコプターが総監部に降下した時、こんなにもうるさいのかと驚かされた。確かに呉基地に護衛艦いせと称するヘリ空母が配備され、もっと大きな「いずも」の配備もささやかれている。呉基地所属の輸送艦「しもきた」が横須賀から米豪兵士を大勢乗せて出航し、演習先ではプラット フォームになるという。もし戦闘地域での輸送や補給をするならば呉は再び戦争の街。

安倍首相は軍事力強化、憲法破壊の政策で戦争まっしぐら。2014 年の防衛費は 4 兆 7800 億円で 2.2%増。中期防では今後 5 年間で 24 兆 6700 億円。一方で福祉に大きく影響する生活保護費を引き下げ、震災と原発事故から 3 年過ぎても、26 万 7,000 人にのぼる人々が避難生活のまま。軍事、経済優先で人々の目の前の命や暮らしは？　日本国憲法を読み直してほしい。

しかし安倍政権が集団的自衛権行使容認を急ぎ過ぎ、公明党だけでなく自民党内、政権内部からも異論が出てきた。市民も教育、原発再稼動、靖国参拝、歴史認識、外交姿勢等など安倍政権の暴走に抗議の声が高まっている。聞こえないはずはない。

「殺し、殺される」ことも有り得ると一番戸惑っているのは、現場の自衛隊員ではないか。命を守り、人権、主権、平和主義を保障する日本国憲法を今こそ高く掲げ、戦争をしない国のままで次世代に渡すために行動したい。（藤井純子）

【巻頭言】

集団的自衛権は不要である

― 民主主義を捨てていいのか ―

横原　由紀夫

■ 日本社会は異常である

「朝日新聞記者は殺されてもいいー」、「犠牲者ひとりじゃ全然足りない」、朝日新聞阪神支局前で在特会系市民グループが街宣（5 月 3 日に流れたツィートの内容）。

在日韓国・朝鮮人の特権を許さない会という超右翼団体が、「朝鮮人は殺せ」など「排外主義、民族差別、ナショナリズム」を煽りたてる活動を始めてから同様な内容の行動が全国各地に広がっている。最近では、沖縄にも進出し基地反対を叫ぶ女性に対して「ババア死ね！」など罵声を浴びせている（在日韓国・朝鮮人に特権など存在せず、政治的・社会的に差別されているのが実態）。在特会系グループの活動は異常であり、市民社会を「恐怖」によって支配する行為である（犯罪行為である）。だが、警察は取り締まることはない。政治家の大半も「憲法の表現の自由だ」として放置している。日本は民主主義国なのか？

基本的人権を尊重するのは当然であるが、“何をやっても自由”が認められてはいない。

「公共の福祉に反する場合」は制限される。

安倍首相は首相になる直前、「従軍慰安婦は売春婦であり、将校より金を稼いでいた」などと主張する意見広告を米紙に掲載している（桜井よしこ氏や自民党議員など）。

領土問題と歴史認識問題で「中国・韓国・北朝鮮」敵視の言動と挑発を繰り返してきた。これに呼応する言論活動をしているのが田母神氏であり石原元東京都知事である。そして、在特会系の行動である。超右翼的活動が盛んになったのは、安倍自民党の政治姿勢に呼応している。

安倍政権はこれらの諸勢力によって支えられている。日本社会は分断されるだろう。

■ 集団的自衛権は「戦争」の口実である

「安保法制懇」（首相の私的な機関であり何ら法的な権限はない。安倍首相のお友達が集って家庭教師をしている）の報告書が 5 月 15 日、首相に提出された。「集団的自衛権を行使せよ」との内容である。安倍首相は報告書を受けて、一気に走り出した。集団的自衛権については、この会報 81 号、東北アジア情報センター会報 31 号（14 年 6 月 1 日号拙論）でも述べているので読んでいただきたい。

歴代自民党政権が『集団的自衛権行使は憲法 9 条に違反するので行使できない』としてきた基本を否定するものである。戦後日本の「安全保障政策」は国会で憲法を巡って激論を交わしながら確定された。それは『専守防衛に徹する。自衛隊は海外・他国の領土で武力行使はしない』という基本原則である。憲法解釈を都合の良いように変え（解釈改憲）、閣議で決定するというやり方は、「民主主義政治」でしてはならない行為である。

安倍首相の行っている政治は「憲法違反」「立憲主義：憲法は権力を縛るものであり、政治は憲法に則って行う」違反であり、「国会無視」である。民主主義を否定する犯罪行為である。

集団的自衛権行使として国連安保理に報告された事例が 14 事例ある。その内容は、米国、英国、ソ連・ロシアなど大国が発動しており、目的は「自国の勢力圏を守るという口実」である。また、「自国民保護」、「対テロ作戦」を理由とする軍事介入も 12 事例報告されているが、これも大国による軍事行動である。集団的自衛権は大国による「戦争の口実」に使われてきたのが歴史的事実である。

■「抑止力が高まる」というが

安倍首相は、5 月 15 日の記者会見で、『集団的自衛権行使によって、あらゆる事態に対処できるからこそ、そして対処できる法整備によってこそ抑止力が高まり、紛争が回避され戦争に巻き込まれることがなくなる』と強調し、さらに『国民の命を守る』ことだと主張。

安全保障で「抑止力」というのは、防衛や反撃の能力を持つことによって相手国に攻撃を思いとどませる考え方である。この考え方によって、「核武装」する国が増えた。これは冷戦時代の考え方であるがすでに結論が出ている。際限のない激しい核軍拡競争になり、その結果米国もソ連も「経済的に疲弊」し（軍産複合体は儲けた）、ついにソ連は崩壊した。当時の米国民は核戦争の悪夢におびえたーと報告されている。

集団的自衛権を行使することは「他国の戦争に参加する行為：戦争を買って出る」であるから、首相の主張は「矛盾」している。嘘と誤魔化しの主張であり詐欺行為と同じである。

集団的自衛権行使は、戦争に参加することが前提であり「海外で武力行使する」ものである。容認すれば米国から“日本も参戦せよ”と要求されるのは必至であるから、米国と戦争する国となる。

■集団的自衛権 15 事例

政府は与党協議の内容として「15 事例」を提示（5 月 25 日、中国新聞記事）。

全てを解説する字数はないので、要点にとどめる。

1．グレーゾーン（3 事例）と説明されるが、そもそも“グレーゾーン”などない。現在の自衛隊法で対処可能な内容である。集団的自衛権とは関係ない。

2．ＰＫＯ活動の拡大

これも集団的自衛権とは無関係。目的は「自衛隊の武器使用を緩和し、武力行使を行う」ものである。厳密に言えば「国連憲章違反」であり、「国際協力法」にも違反する。

自衛隊の武器使用を緩和すれば自衛隊が攻撃対象となり、「殺し殺される」事態となる。民間人や他国のＰＫＯを救うなど出来ない。邦人救出については、軍事組織の自衛隊が出ればむしろ武装勢力の攻撃対象となり一般人の命を守るどころではなくなる（過去の事例でも）。

『武力テロが頻発し、内戦状態』になる前に、日本人在留者を避難させなければならない。その場合でも「軍用機や軍艦など軍隊ではなく」、「民間機や民間船舶」の方が安全であることは過去の事例からも言える。首相が力説した「米

軍艦が日本人母子を保護・退避」させるなど過去1件もない（戦争に忙しい米軍が自国民をさておいて日本人を最優先させることなど有り得ない）。

3．武力行使に当たる活動として8事例

「現実に不可能な事例」や「公海上の臨検」など国際法に違反する事例を挙げている。

米国本土に核ミサイルを撃ち込む、公海上の米軍艦に攻撃を加える国など有り得ないし出来ない。そんな事をすれば自滅行為である。国際的にも孤立する。

現実に起こりえない事例を挙げて“何が何でも集団的自衛権行使”容認を迫っている。安倍首相はよほど戦争がしたいーとしか思えない（漫画の世界である）。

■国連憲章は「戦争を禁止」

国連憲章は『戦争は違法』であることを原則としている。国連憲章第1条（目的）、第2条（原則）で明確にしている。違反する国があれば「国連加盟国による集団的措置（集団的安全保障で集団的自衛権より上位の規定）」を定めている（経済制裁などの制裁措置）。第51条の「個別的自衛権と集団的自衛権の発動は例外的措置」であり厳しく制約されている。

安倍首相の政策は、非現実的であり憲法も国連憲章・国際法も無視する無茶苦茶なものだ。

戦争する国、自衛隊に武力行使させたい国にしたいのである。

■集団的自衛権行使は不必要

集団的自衛権行使が必要だと強弁する人々は、「日本を取り巻く国際情勢・安全保障環境」の激変を挙げる。「北朝鮮による核兵器とミサイルの脅威」、「中国の台頭と軍事力の増大」を脅威だと煽る。本当にそうなのかー冷静に考えることが必要である。

冷戦時代には仮想敵国はソ連であった。米国が日本・沖縄に基地を集中させたのは（日本を守るためではなく）、冷戦の始まりで日本を共産主義の脅威からの「防波堤」にすることであった。米国の世界戦略・軍事戦略にとって必要だったからである。日本の支配層も「米国に従属することによって立場を守りかつ儲けることが出来る」からである。

冷戦終了後の今日、米国の衰退もあり世界は多極化へ向かっている。国際社会はグローバル化が進み、大国といえども「国際協調・連帯」を無視することは出来ない。1国による戦争など不可能となっている。

『北朝鮮は脅威か』：北朝鮮の核兵器とミサイルは米国を牽制する目的である。朝鮮戦争を終結させ平和条約を締結できれば安全保障上の障害が除かれ、国が安定するとの考え方である。北朝鮮から韓国・米国・日本を攻撃することはない（出来ない）。かつてのように中国・ロシアが支援し一緒に戦ってくれることはないので、戦争を仕掛ければ国際的に孤立し破滅することになる。

『中国は脅威か』：中国は大国である。だが、中国から米国・日本へ戦争を仕掛けることは出来ない（そんな事態になれば日本は壊滅的な事態に）。中国も報復攻撃によって無事とはいかないし国内が民族問題などを含めて分裂する可能性がある。国際的に孤立すれば中国経済に対する打撃も大きい。いかに大国であっても無謀な戦争は出来ない。

『米国が中国と戦争を始めるか』：最もありえそうな話である。

米国は中国の海洋進出、周辺諸国に対する強硬姿勢には“強く牽制”する。だが、米国から戦争を仕掛けることは出来ない。米国は「財政的な弱点」を抱えているから、中国と戦争するより「中国市場」で儲けるほうが良いからである。中国は、現在、米国債の最大の保有国である。2014年1月現在で1273.5ビリオンドルという巨額の米国債を保有している。1兆ドルを大きく超える国債を握られている米国が中国と決定的対決に走れば、米国の国家財政は破滅的な打撃を被る。『米国は中国を牽制しながら、「利害を共有」する関係として軍事的対決を避けたい』のが本音である。

■日本の進むべき道は

安倍首相の政治を容認すれば、

『政治』は先軍政治となり膨大な税金が軍事拡大に注ぎ込まれ、沖縄の米軍基地は恒久化される。

『経済』は、“防衛産業・原発産業”が優先され大企業は喜ぶが中小企業は衰退し国の財政は悪化する。

『社会』は、秘密法と集団的自衛権行使容認で重苦しいものになる。労働規制緩和で「残業代ゼロ、正社員の減少」で格差拡大が一層進む。「排外主義、民族差別、ナショナリズム」が強くなり「国民は分断」される。

『国民生活』は、円安で電気料金など各種料金値上げの連続、消費税増税などで厳しい。社会は荒廃し教育など様々な分野で偏向的となり、警察権力が強まる。米国と同様に武装勢力、イスラム過激派から敵対勢力とされ「テロ対象国」とされる。

「政治的無関心層、無気力層」が増え、投票率は低下し民主主義は機能しなくなる。

年寄りと貧困層は生きることが困難な社会となる。希望を失う若者は・・・・。

「国防軍と徴兵制」まで進んではならない。

安倍首相は何故戦争できる国へと急ぐのであろうか。「戦争は儲かるビジネス」だと考える人間がいるからである。財界、大資本家は戦争で儲けようと考え、けしかけるのである。

『日本の進むべき道』は、中国、韓国、北朝鮮、ロシアと『平和共存・共生』する関係構築に全力をあげ「東北アジアを安定」させる方向へ転換すべきである。そのためには、「領土問題と歴史認識問題」を対話によって解決しなければならない。日本は過去の植民地政策と戦争犯罪について素直に認めることが必要不可欠である。『領土問題（問題は歴史的に存在する）』は、「共同利用・活用」で合意可能である。

戦後一貫して歩んできた「戦争しない平和国家」によって国民益が守られ信頼を得てきたのである。この道を放棄してはならない。『憲法の3大原則』と『国連憲章の平和原則』を遵守し、国民生活の安定を図ることに全力を挙げる道である。沖縄の米軍基地も不要となる。

安倍独裁的専制政治から「民主主義」を取り戻し、立憲政治を確立するため、市民が立ち上がるしかない。

（2014年5月27日　第九条の会ヒロシマ世話人）

護衛艦『たちかぜ』いじめ・自殺事件、東京高裁で勝訴

竹内康人 (浜松市民)

東京高裁で勝訴判決

2014 年 4 月 23 日、東京高裁で「たちかぜ」裁判の判決が出された。判決の日、たちかぜ裁判をささえる会は高裁前で、「自衛隊員一人一人の命を軽んじるな」と記された横断幕を掲げ、チラシをまいた。多くのマスコミのつめかけるなか、判決は大法廷でなされ、裁判長は小声で判決を読みあげた。冒頭で、「原判決を変更する」と語り、続いて、遺族の母に 5461 万円と姉に 1870 万円を、それぞれ利子をつけて支払うこと、国の主張を棄却すること、国による文書隠匿についても遺族にそれぞれ 10 万円を支払うこと、訴訟費用は 2 分すること、仮執行ができることなどを告げた。勝訴だ。小声でよく聞き取れないため、傍聴者は声が出せない。この判決の理由を語ることなく、裁判官は退席した。

東京高裁前で弁護士が「完全勝訴」の幕を掲げ、支える会の横断幕の前に立つと大きな歓声があがった。高裁前で弁護団と遺影を持った遺族がマスコミから取材を受けた。弁護団の岡田弁護士から、判決の骨子が明らかにされた。東京高裁は横浜地裁の原判決を変更し、国及び先輩隊員に、約 7330 万円の損害賠償の支払いを命じ、国による文書の隠匿も違法とし国に対して 20 万円の損害賠償を認めた。争点はいじめと自殺との予見可能性と相当因果関係であったが、高裁はそれらを認め、損害賠償額を増額したのである。

「たちかぜ」事件の経過

海上自衛隊に入隊した I さんは 4 カ月の訓練後、横須賀に配属され、「たちかぜ」の乗組員になった。当時「たちかぜ」は司令部の旗艦だった。その艦内で先輩隊員の 2 曹からエアガンでの射撃をはじめ、恐喝、暴言を受けた。2004 年 10 月 27 日、T さんは京浜急行の立会川駅で身を投げて、自殺した。その際、「お前だけは絶対に許さないからな」と先輩隊員を批判する遺書を残した。翌年 1 月、先輩隊員は別の隊員への暴行などの罪で有罪判決を受け、その後、懲戒免職となった。複数の隊員に暴行を繰り返していたのである。自衛隊はこの事件に関して隊員からアンケートを取り、暴行の実態を調査していた。

両親は自衛隊側の不誠実な対応のなかで提訴を決意、息子の同僚から情報を集めて 2006 年 4 月 5 日、横浜地裁に提訴した。この提訴により、「たちかぜ」裁判を支える会が神奈川・横須賀の市民を中心に結成された。2011 年 1 月 26 日、地裁判決が出された。判決は先輩隊員の不法行為、国の安全配慮義務違反、いじめと自殺との事実的因果関係を認めたが、自殺への予見可能性はなかったとし、相当因果関係を否定した。相当因果関係を否定することで、自殺についての責任は問わず、賠償責任を限定するという不当な判決であり、賠償金はいじめによる精神的苦痛についての 440 万円とした。父は判決前に亡くなっていたため、母と姉が控訴した。今回の判決はこの控訴審判決である。

自衛隊内部からの告発

「たちかぜ」裁判では、原告側は自殺直後に海上自衛隊でとられたアンケートの公開を求めてきたが、海自は破棄したとした。しかし、この裁判を担当した自衛隊の法務官の海自の 3 佐（法学部出身）が、そのアンケート（艦内生活実態アンケート調査）が存在することを明らかにした。３佐は法務官としてアンケートの存在を知り、転任後も悩んだ。３佐は公益通報制度を利用してアンケートの存在を指摘したが、公開はされなかった。３佐は地裁判決前に情報公開の佐官にアンケートを出すように申し出たが、聞き入られなかった。その結果、３佐は原告の弁護士に手紙を出した。そして、2011 年 4 月、東京高裁に陳述書を出したのである。それにより自衛隊側は 6 月に入ってアンケートの存在を認め、陳謝した。その結果、9 月にはアンケートを含め 200 点余の新証拠が高裁に出された。新証拠には、自殺前に顔に玉で撃たれたようなあざを負っていたことや自殺を他の隊員が心配していたことなどが明らかになった。新証拠により、いじめと自殺との相当因果関係をより立証できたのである。2013 年 12 月には、3 佐が証人として法廷に立った。

遺族の思いが自衛隊担当官の良心と正義を揺り動かし、内部告発につながった。２０１４年に入って集められた緊急署名は団体署名７１９、個人署名４万８７００筆が集まった。

このような経過で東京高裁は、原判決を変更し、いじめによる自殺の予見可能性を認め、いじめと自殺との相当因果関係を認めたのである。控訴審当初、裁判官はやる気を示さず。早期の結審の意向であったが、新証拠が出される中で、弁論・証人尋問をすすめざるをえなかった。亡くなってから１０年後の勝訴だった。

判決報告集会

判決後、衆議院第１会館で報告集会がもたれた。会場正面には「勝訴、自衛隊の人権侵害に終止符を、防衛庁は『自殺』の責任を自覚し、『証拠隠し』の反省を」と記された幕が張られた。

弁護団からは、判決の内容と成果が示され、争点となっていた自殺の予見可能性、相当因果関係を認め、いじめによる自殺について約７３３０万円、文書の隠匿について２０万円の損害賠償を認めたこと、艦長ファイルやアンケートの文書の隠匿の隠匿を認め、それが損害賠償の対象となったこと、国が出した借金による自殺論を噂話であり、事実として認定できないとしたこと、被告側の乙号証によって損害賠償請求を決定していること、自衛隊側の資

料の独占状況から資料を公開させ、控訴審では新たに２００余の証拠を出さしたこと、三佐の内部告発を生み、隠蔽工作があったことがわかったことなどが語られた。

参加した市民や弁護士からは、今後の解題としては、防衛大臣がすすんで遺族に謝罪してほしい。人権侵害のない自衛隊にしてほしい。軍事オンブズのような組織が求められる。不十分ではあるが、公益通報制度が機能できるようにすべき。内部告発した３佐を処罰させてはならない。自衛官の命を守るために親（家族）の会を作りたい。自衛官へのアンケート活動をすすめていきたい。私も裁判をしているが、自分のことのようにうれしい。闘うものがあって人間を動かす・・、人は信じるに足るものといった意見が出された。

記者の質問に答えて、原告の母はつぎのように話した。感無量です。この日を迎えることができ、今はうれしい。１０年が過ぎたが、おおぜいの支えで、ここまでこれた。「さわぎり」の原告からの連絡で、支えられ、九州の弁護団から岡田弁護士を紹介された。神奈川と栃木で支える活動が生まれた。裁判の目的は、息子の命を無駄にしたくなかったから。息子は戻ってこないが、生きた証を残したかった。やっとここまでこれた。弁護団は家族のように共に闘ってくれた。主人が生きているうちに無念を晴らしたかったが、これで２人に報告できる。地裁判決を聞き、許せない、相当因果関係を認めて責任をとってほしいと思った。自衛隊の実態は変わっていない。判決が生かされて自殺が減っていってほしい。判決を無駄にしてほしくない。これでわたしも前にすすめる。せめて人の役に立つことがしたい。自殺を一人でも防ぐことができれば、息子の生きた証になると思う。

自殺から 10 年、その真実を追及し、正義の実現を求める活動が、情報の隠蔽の壁を崩した。この日の報告会は真実と正義を実現したことをわかちあう共感の場となった。涙ながらの遺族の訴えが、自衛隊内部からの情報提供につながった。その資料が勝訴につながった。法務担当の３佐にとっても「国民にうそはつけない」という正義があり、それが遺族の真実を明らかにしたいという思いと共振したのだろう。

「人権侵害に終止符を」

自衛隊は軍事組織であり、人権を抑圧することで成立する。自殺の原因を「風俗での借金」とすり替えたように、国家は自衛官・兵士の生命に冷たい。旧軍から継続する軍事的な抑圧と現在のグローバル戦争の進行とその訓練での抑圧、そのような抑圧の二重性が、現在の自殺の増加の原因だろう。それに対し、遺族の思いの連帯が、各地での自衛官人権裁判での勝訴を生んでいる。このような遺族の生命への思いの方向に未来がある。浜松の裁判でも、遺族の深い思いから多くのことを学んだ。
自衛官一人一人の生命を大切にする動きは、国家による冷酷な人間観を問うものであり、その動きはこの国の集団的自衛権行使や改憲の動きを止める力になるだろう。戦争は内側へのテロルから始まる。そこには隊内でのいじめや暴行、排外主義の横行も含まれる。その内側の抑圧が外部への侵攻につながる。そのような動きを止めていきたい。

横須賀を中心とした支える会も、広沢さん、林さんと活動のなかで亡くなった。原告をはじめ、支える会も生命のリレーで勝訴に向けて活動してきた。集会の最後に、原告の母が「今は、誇りに思う。みなさんとの縁を大切にして、手を携えて行動していきたい」と語った。その声を聞き、勝訴してよかったと思った。

そして、真実と正義の実現に向けての思いが交差する会場のなかで、正面の「自衛隊の人権侵害に終止符を、防衛庁は『自殺』の責任を自覚し、『証拠隠し』の反省を」の文字を、「日本による戦争に終止符を、日本は『戦争』の責任を自覚し、『歴史隠し』の反省を」と読み替え、行動していきたい。この過去と現在を貫く戦争責任の問題は、いまも解決していない。

その後、防衛省は上告を断念する方針を決めた。また、内部告発した自衛官への処分の動きも止まった。原告の完全勝訴が確定した。

元日本軍「慰安婦」問題と広島の現在

高雄きくえ（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク）

わたしは『月刊家族』というミニコミ紙を 19 年間（1986－2005）発行してきた。「家族を女性の視点で検証する」試みなのだが、当然「セクシュアリティ」についても例外ではない。大学闘争の中にさえあった「女は便所」「女はおにぎり部隊」などがまかり通るような性感覚に、正直うんざりし、「個人的なことは政治的なこと」というフェミニズムスローガンを手に、1970 年代をこの広島の地で生きたたくさんの女たちがいた。1970－75 年には広島でもキーセン観光に反対して観光会社に抗議に行ったり、優生保護法改悪阻止運動を繰り広げたり。つまりキーセン観光は日本人男性の戦後の経済侵略であり、優生保護法は国家による女性身体への侵害ととらえていた。

こうして「男の性を問う」ことが重要であることを共有しつつ 90 年代を迎えたわけだが、1991 年 12 月、韓国の金学順さんが元日本軍「慰安婦」であったことを名乗り出られたとき、多くの女性は、50 年という長き年月を経てカミングアウトされたことへの敬意とともに、この問題こそ過去のことではなく「いま・ここにいきる男たちの性を問う」問題であることを痛感した。
わたしも『月刊家族』でたびたび取り上げた。以下タイトルだけを拾ってみたが、その時代にわたしたちが何を問題にしようとしているかがわかるので長くなるが列記する。

○1992 年 3 月号　『従軍慰安婦』と「性差別」――男の性を問う女たちの「恨」
○1992 年 11 月号「慰安婦情報 110 番」を終えて――今もなお “帝国軍人” のままの男たち／ 2 日間で 42 本（内、抗議 3 本）、賠償の必要あり 16 人、なし 22 人
○1994 年 4 月号　『従軍慰安婦』――森川万智子による聞き書き　文玉珠①～⑦
○1996 年 8 月号　在広外国人から見た「従軍慰安婦」問題―日本はもっと歴史から学ぶ力を持ってほしい
○1996 年 11 月号　映画『ナヌムの家』広島上映会と監督講演会（約 700 人参加）ハルモニとの「恋愛」ら生まれた映画― “「従軍慰安婦問題」が解決できないのは知らないからではなく、自分の問題だと考えていないからです”（監督）
○1998 年 8 月～ 99 年 1 月号　坂本千壽子による「わたしはナムノの家のイソーロー」
○1999 年 11 月号　上海は日本軍「慰安婦」制度の発祥の地――「慰安所」跡 5 か所（市内に 77 か所以上）を尋ねて　蘇智良（日本留学時に「慰安所」のことを知り、帰国後調査研究）さんにインタビュー
○2001 年 6 月号　日本軍「慰安婦」制度の帰結としての「占領軍向け慰安所」

「月刊家族」を 2005 年 1 月号で終刊としたので、わたし自身はその後をきちんと記録してはいないが、個人的に 2000 年の国際女性戦犯法廷参加、ソウルに設立された「戦争と女性の人権博物館」訪問、水曜デモ参加などをしてきた。確か 3 年前かと思うが、金学順さんが眠る「望郷の丘」に案内をしていただいたとき、これまでとはまた違う「慰安婦」問題に触れた気がした出来事があった。

案内の方が「学順さんはなぜ名乗り出ることが出来たと思われますか」と参加者に問いかけられたのだ。以前「家族が誰もいなくなり、迷惑をかけることがなくなった」ということは聞いていた。韓国における「慰安婦」への家父長的まなざしを感じ、心が痛んだのを覚えている（日本も同じだが）。

が、今回は少し違っていた。「金学順さんが元日本軍「慰安婦」であったことを名乗り出たのは、被爆者・李孟姫さんと出合いがあったからです」という。金学順さんは失対事業でともに働いていた李孟姫さんから、被爆者が日本政府を訴えていることを聞き、名乗り出る決意をするとともに「アジア太平洋戦争犠牲者補償請求を東京地裁に提訴したのだという。もちろんその背景にすでに挺体協が被害者の方々をサポートする体制はできていたとはいえ、金さんにとって、同じ仕事をしている、すぐ隣にいる李さんが日本政府を訴えているという実感はとてもリアルだっただろうと思えてならない。

いまだ「被爆者問題」と「日本軍「慰安婦」問題」は別々の問題として語られがちだが、小さな接点が見えてきた。それは今後どのような問題としてあり得るのか私にはまだ定かではないが、こうした「交差点」を見逃さないことが、特にここ広島では重要だとも思っている。

さて、広島にも確かな日本軍「慰安婦」問題に応答してきた軌跡があることを確認しながら、2011 年 12 月 1000 回水曜日デモに連帯して、2012 年 4 月日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク結成、2014 年 5 月 24 日に 2 周年記念シンポジウムを開催した。題して「なぜいまだ解決しないのか」。人々がこの問題を知らないから解決しないのか、なぜ「解決」を阻む力が働くのか、「解決」とはいったいどういう状態をいうのか、複層的にじっくり考えていくいい機会だった。

と思いきや、広島で「解決」を阻むある力が働く事態へ “ヒロシマ・アクション “が動き始めた。「広島大学准教授による従軍「慰安婦」に関するドキュメンタリー映画上映を批判した 5 月 21 日付産經新聞記事と、それによって引き起こされた当該教授へのハラスメント・人種差別的ヘイトスピーチを非難し、産經新聞に対し謝罪及び当該記事の撤回を求めます。（https://t.co/iBMzqOZc7j

左が高雄きくえさん　　5.24　金学順さんが名乗り出て 23 年、なぜいまだに解決しないのかシンポジウム

自衛隊と呉　60 年

平賀　伸一（ピースリンク広島・呉・岩国）

はじめに

私は 1965 年生まれであり、海上自衛隊の官舎で育った。海上自衛官である父の書棚に旧海軍関係や呉空襲の本があり、それらをしばしば見開いていたことが、今の私の職業や、ピースリンクも含めた活動への参加につながっていると言える。友人・知己・家族に海上自衛官がいるので、これからも私的には海上自衛隊とは縁が切れないであろう。その海上自衛隊が今年、発足から 60 年を迎えた。呉との絡みも含めて、振り返ってみたい。

1950 年代から 1960 年代にかけて

1954 年の防衛庁設置法によって、国防を主任務とする陸・海・空の自衛隊が発足した。海上自衛隊において 1950 年代は、アメリカ軍からの艦船提供と共に、艦船の国産化、部隊の編成や諸機関の設置などの “黎明期” にあたる。呉では、軍港都市から平和産業港湾都市への脱皮をめざして 1950 年に旧軍港市転換法が制定・施行されたが、海上自衛隊の基地が呉に来ることによって、平和産業港湾都市への完全な移行は実現しなかった。

1960 年、日米安保条約が改定され、日本は防衛力向上が義務づけられた。「仮想敵国」をソビエト連邦とし、対潜水艦作戦能力の向上や日本の潜水艦部隊の充実がはかられた。父が乗艦していた潜水艦「おおしお」（1600 ㌧）や護衛艦「みねぐも」（2100 ㌧）が 1960 年代の建造である。ミサイルを搭載する護衛艦「あまつかぜ」（3000 ㌧）も建造されている。

1970 年代から 1980 年代にかけて

発足当初から憲法違反の疑いを指摘されていた自衛隊が、憲法 9 条に記されている「戦力」には該当しない「必要最小限の実力である」という政府統一見解が出されたのが 1972 年。この年は、日本政府がサンフランシスコ平和条約で切り離した沖縄を日本に「復帰」させた年でもある。沖縄への自衛隊配備はこのときからである。

1978 年、日米防衛協力の指針（いわゆる旧ガイドライン）が定められ、日本有事の場合の日米共同防衛についての計画や演習が行われるようになった。環太平洋合同演習（リムパック）への海上自衛隊の参加が始まったのが 1980 年。海上自衛隊呉基地には、1970 年代に E バースが設置され、1980 年代に F バースと S バースが拡張されている。

父は潜水艦や護衛艦に乗り組み、母と共に私たち家族を育てた。7 年以上の単身陸上勤務の後、1988 年春に定年退職した。私が大学を卒業した年でもある。1989 年は、マルタ会談によって米ソの東西冷戦が終わった年であり、潜水艦「なだしお」が釣り船と衝突し、釣り船側に 30 数名の死者を出した年でもある。「トマホークの配備を許すな！呉市民の会」が発展し「ピースリンク広島・呉・岩国」結成となったのも、1989 年である。

1990 年代から 2000 年代にかけて

東西冷戦が終結し、自衛隊が長い間「仮想敵国」としてきたソビエト連邦は崩壊する。1990 年、イラク軍がクウェートを侵攻、翌 1991 年 1 月、アメリカ軍を中心とする多国籍軍がイラクを攻撃し、湾岸戦争が勃発した。「人的貢献」を求められた日本政府は、憲法 9 条との整合性を考え、戦争終了後のペルシャ湾での機雷掃海のため、海上自衛隊の掃海艇部隊を派遣した。呉からも軍艦マーチをバックに掃海艇部隊が出港していった。これが、正式な作戦行動任務としての海上自衛隊初の海外派遣である。同じ年、呉基地には民間企業からの取得用地に A バースを設置。基地は拡張されていくのである。

1998 年、強襲揚陸艇 LCAC を搭載する輸送艦「おおすみ」（8900㌧）が呉基地に配備。艇の機能と艦の大きさは従来と一変した。この年、いわゆる新ガイドライン（日米防衛協力の指針）が定められ、冷戦時代とは異なる日本周辺有事（「周辺」の具体的領域は特定されず）をも想定した日米共同行動が計画されていく。

2000 年代は、海外派遣が自衛隊の本務となった時期である。2001 年、9・11 同時多発テロ事件の報復と称してアメリカが始めた対アフガン攻撃の支援として、海上自衛隊はアメリカ軍を始めとした艦船への燃料提供のためインド洋へ派遣され、呉基地はその「出撃拠点」となる。2004 年には、前年にアメリカが一方的に始めたイラク戦争への支援として、陸上自衛隊を主とする自衛隊がイラクへ派遣された。

2005 年 4 月に呉市海事歴史科学館（「大和ミュージアム」）が開館（建設総額約 73 億円のうち、11 億円は防衛庁負担）。2007 年には退役潜水艦「あきしお」が「大和ミュージアム」西隣に陸揚げされ、海上自衛隊呉史料館（「てつのくじら館」）として開館。両施設は経済的に沈滞する呉市の “町おこし” の中心となり、以降、旧海軍・海上自衛隊の賛美礼賛が始まり現在もつづく。この間国内においては有事法制が整備され、防衛庁は防衛省に昇格した。2009 年はソマリア沖への海上自衛隊派遣が始まり、スターリング機関搭載の潜水艦「そうりゅう」型（2950 ㌧）が、呉基地に配備され始めた年でもある。

2010 年代　～　現在とこれから

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災において、呉からも海上自衛隊が災害派遣され、主に救助・捜索活動にあたった。この年、空母型甲板のヘリコプター護衛艦「いせ」（13500 ㌧）が呉基地に配備。2012 年にはバースの延長・新設が計画され、自衛隊との共存共栄を一義とする呉市行政は、異議唱えることなくこれを受け入れた。2012 年 12 月に発足した第 2 次安倍内閣は、集団的自衛権行使容認に向けて前のめりであり、自衛隊員の生命やくらしの「継続」が危ぶまれる。2013 年 8 月 6 日に進水したヘリコプター護衛艦「いずも」は 19500 ㌧。艦の大型化はつづく。1998 年に昭和埠頭が呉市から移管され E バースを拡張した呉基地への、2015 年春の配備が有力視されている。

26 年前、父の退職時に母が「お父さんの時は（戦争）ゴッコで終わってよかったねえ」と言ったことが忘れられない。自衛隊は発足以降 60 年、発砲して人を殺したことがない。このことこそ、平和国家日本の誇りだと考えるが、そうは考えない安倍政権の支持率は 50%以上なのである。危機感を煽り立てられることによる思考停止や、例えば “自衛隊には日本のために戦ってもらい、犠牲者は靖国に祀ればよい “などの単純思考に陥っている人に対して、思考を促す言葉を発信していくことも、私たち運動側に求められている「たたかい」ではないかと考えている。

教科書採択の仕組みと問題点

山川　滋（教科書問題を考えるネットワーク・ひろしま）

1はじめに

安倍首相は「戦後レジーム（体制）からの脱却」を進めているが、端的に言えば戦前の天皇中心の国家主義体制をめざしているように見える。戦前と戦後の教科書制度を比較するとよく分かる。

明治維新から 4 年後の 1872 年に、全ての国民に初等教育を受けさせる学校制度ができた直後、自由民権運動を恐れた明治政府は教科書の検定制度を開始し、教科書の国家統制をはじめ、その後 40 年間教科書は日清・日露戦争など大陸侵略政策を進めるための軍国主義教育を国民に徹底するために「国家統制教科書（国定教科書）」にされた。

敗戦後、1947 年『あたらしい憲法のはなし（文部省）』に象徴されるような民主教育が始まった直後、米ソの冷戦が始まることにより、日本は「反共の壁」として自衛隊の軍隊化、安保条約締結をすすめた。政府は「反共の壁」政策を強化するために、平和的で民主的な教科書や教育内容に対して攻撃をおこない、「教科書検定制度」や「広域採択制度」、「勤務評定」などを導入して教科書と教員の国家統制を進めた。そして現在、安倍政権になり「教育基本法の改悪」をはじめ、新たな「教科書採択制度」「教育委員会制度」「検定制度」の名の下に、国家主義政策を子どもたちに注入するための教育体制を強化している。

2教科書採択のしくみ

【表１】のように小中学校の採択には周期がある。2014 年度は小学校教科書の採択をする年である。小中学校は 4 年ごと、高校は毎年採択をするようになっている。以下、広島県内の採択のしくみを整理した。

【表１】

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
小学校	検定	◎				◎			
	採択		△				△		
	使用開始	○		○				○	
中学校	検定		◎				◎		
	採択	△		△				△	
	使用開始				○				○

（旧学習指導要領）（新学習指導要領）

（1）採択地区

広島県内は【表 2】のように 19 の採択区に分かれている。

【表２】

採択地区	市郡町	採択地区	市郡町	採択地区	市郡町
広島	広島市	安芸	安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）	山県	山県郡（安芸太田町）・北広島町
大竹	大竹市	安芸高田	安芸高田市	豊田	豊田郡（大崎上島町）
廿日市	廿日市市	竹原	竹原市	世羅	世羅郡（世羅町））
呉	呉市	三原	三原市	神石	神石郡（神石高原町）
東広島	東広島市	尾道	尾道市	庄原	庄原市
江田島	江田島市	福山	福山市		
府中	府中市	三次	三次市		

前回（2010 年度）は広島採択区が 3 区あったものが、今回は 1 区になっている。広島市教委は 2012 年度末に、教育委員会会議での協議をせずに教育長決裁という変則的な方法で急遽１区に変更した理由を「調査員・選定委員の人件費旅費などの経費削減」「ひろしま型カリキュラムを進めるには 1 種目 1 つの教科書が指導しやすい」だった。しかし、1997 年橋本内閣での閣議決定「将来的には学校単位の採択を進める。当面多くの教員の意向が反映されるよう、現行採択地区の小規模化や採択の工夫改善についてのとりくみを促す。」に逆行することについてなんの協議も経ていない変更である。2009 年度に自由社を採択した横浜市の 1 採択区化や、今年度育鵬社と関係の深い橋下市長の意向が反映される恐れが大きい大阪市でも１採択化されている大阪市の状況を見れば、広島市でも右翼系教科書を一括採択するための布石として警戒するべきである。

（2）採択方針

広島県教委が 4 月の教育委員会会議で決める「採択基本方針」に基づいて各採択区では【資料 1】のような「採択方針」を決める。

【資料 1】　採択方針（概略例）　※は筆者注

１採択の基本…教基法、学校教育法、学習指導要領、県教委の指導・助言のもと（※県教委の作成する「採択基本方針・選定資料」を参考にして各採択区で採択をするという意味）、採択区の児童生徒に最も適切な教科書を採択する。

２適性かつ公正な採択の確保・・・教科書会社の宣伝行為の影響を受けず、採択権者が権限と責任を持って適性、公正に採択すること。

３開かれた採択の推進・・・※今年の 4 月 9 日に成立した改正教科書無償措置法で【資料２】のように　変更された。

４組織及び手続き・・・「ア教科書は文科省登録図書から採択する。」「イ各採択区に選定委員会を置き、調査員に観点を示して調査した結果に理由をつけて教委に答申する。」「ウ調査員は観点に基づき綿密な調査研究をして選定委員会に報告する」

【資料２】　教科書無償措置法の変更部分

2010 年度

（３）開かれた採択の推進

採択結果及び採択理由について採択後速やかに公開すること。

2014 年度

（２）開かれた採択の推進

採択結果及び採択理由について、択後遅滞なく公表すること。

（３）「ア教科書研究のために作った資料」「イ教育委員会会議録」を採択後遅滞なく公表すること。

（４）その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討すること。

ところが、【資料２】の「３開かれた採択の推進」について、2010 年度「速やかに公開」が 2014 年度「遅滞なく公表」と変更された。法令用語で「速やか」は「すぐにしなくても違法ではない」が「遅滞なく」は「正当で合理的理由がなくてすぐ行わなければ違法」になる。広島県ではこれまでは採択区での採択→県教委へ報告→文科省へ報告→9 月 1 日に発表という「速やかさ」であったが、今年の採択からは採択日には「公表」しなくてはならないということになるのである。

「公開」は「市民が見られるようにする」こと、「公表」は更に積極的に「市民に広く知らせる」ことである。従って今年度から「調査研究資料」「選定委員会資料」「教育委員会会議録」は採択後遅滞なく（HP などで）公表することになった。また「その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報」とは「採択区ごとの観点・視点・方法」「採択時の教育委員会会議の傍聴」「採択時の教育委員会会議の進行について疑義があると思われる場合の市民からの質問に対する回答」も含まれると私は考えている。市民から強い要望があれば「公表」することが可能だと思われる。

（3）選定資料（観点・視点・方法）

採択区では広島県教委作成の『選定資料』を活用して十分な調査研究を行うと決められている。選定資料の『活用』に強制力はないものの影響力は大きい。2011 年中学校教科書採択時に、広島県教委の選定資料がそれまでとは大きく変わった。

【資料３】観点（小中共通）
（ア）基礎・基本の充実
（イ）学習方法の工夫
（ウ）内容の構成・配列・分量
（エ）内容の表現・表記
（オ）言語活動の充実

（資料４）
少しややこしいのであるが、以下重要である。中学校公民教科書を『観点（ア）・視点③・方法』でその特徴を表にまとめたものが選定資料になる。【資料４】の『方法「国旗・国歌、主権、領土に関する記載」』について育鵬社の特徴数量が他社に比べて突出して多かった。（東京書籍 14 行、教育出版 18 行、清水書院 14 行、帝国書院 14 行、日本文教出版 17 行、自由社 23 行、育鵬社 36 行）

それは、育鵬社が「国旗・国歌、主権、領土」に関わる記述の掲載数量が多かったこともあるが、「ケニヤでは国旗降納時に座ると射殺される」他など「国旗・国家の国民への強制は当然」とするような威圧的不適切な記述内容をもって「特徴」だと数量評価していることが県教委の選定資料の大きな問題であった。今年度の選定資料は６月中旬に公表される。監視する必要がある。

【資料５】
３採択日程と今後のとりくみ
５月 採択方針決定・観点決定選定委員会開催調査研究開始
６月 市民教科書展示会・学校教科書回覧？・調査研究
７月 選定委員会（答申）
８月 教育委員会会議（採択）
（９月？）採択結果の公表　→採択時期の公表時期？

【資料５】が今年の小学校教科書の大まかな採択日程である。2011 年度になぜ育鵬社教科書の採択を可能にしたのか？１つの理由は、安倍首相をトップとする全国の自民党や日本会議が組織的に議員を総動員して、綿密に育鵬社採択のための裏工作（教育委員長や教育委員への根回しを行ったり、意図的に育鵬社を採択しやすい採択手続きに変えたり、育鵬社の評価を高くする評価基準を導入したりすることなど）を市民の目に触れられないところで行ったことだ。２つめの理由は、市民が教科書採択のしくみをあまりにあまり知らされていなかったことだ。今後、教科書ネット・ひろしまは各採択地区の「観点・視点・方法」「採択方針・採択関連資料」などの情報公開を進め、監視し、広く市民に広報していく。

また小学校教科書の多くが政府方針を先取りした内容になっていると予想される。小学校教科書の分析を行い多くの人に記述内容の問題を知らせるとりくみも進める。とりわけ各社とも政府見解に沿って「領土問題」を記述し「加害」の記述を減らしている。教科書は政府見解を主張する場ではない。学校教育は政策を子どもにする込む場所ではない。義務教育の目標は学校教育法（第 21 条）「公正な判断力」の育成である。教科書や教育はどうあるべきかについては別の紙面で詳しく述べたい。

【資料４】
2011年度採択時の公民教科書の観点・視点・方法

観点		視点		方法
（ア）	基礎・基本の定着	①	単元の目標の示し方	１時間ごとの目標等の記載の仕方と具体例
		②	公民としての基礎的教養を培うための工夫	現代社会をとらえる見方や考え方を理解させるための具体例
		③	国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識技能を身に付けさせる工夫	国旗・国歌、主権、領土等に関する記載

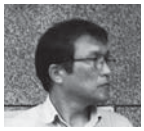

21回　中国電力株主総会への脱原発議案を提案

溝田一成（脱原発へ！中国電力株主行動の会）

中国電力の株主総会は、6月26日（木）10時からとなりました。4月28日に議決権行使をして5議案の脱原発に向かえるような議案を提出をしました。賛同者は82人、813個（有効数は79名、776個）。昨年よりは株数は33%アップしました。この日、28日は取締役会で午後から決算報告をしております。原発を進めるのは、政府の方針であり、電力会社がそれを実行することで進んでいきます。原発を受け入れる自治体も多大な交付金や雇用が生まれるため、現在11か所の市町村が受け入れてきています。

私たちの会は、1992年にはじめて株主総会に出席し、質問を行いました。それは原発を進める政府、自治体、だけでなく直接電力会社に株主総会での議案や意見で、原発は一旦事故を放射能汚染で起こせば取り返しがつかなくなる。プルトニウムを生産し核兵器の材料になる原発はいらない。後始末まで考えると使用済み燃料の処理ができなくなり、経済的にも不利であることを、一貫して主張してきました。

翌年からは、株数3万株（会社法で議案提案が出来ると記載）を集め、これまで21年間続けて、脱原発に会社が舵をきるように提案をし続けています。全国では、本年は原発を有する9電力会社（沖縄電力は除く）すべてで、株主提案議案が提出されることになりました。

しかし、2009年からの株が電子化され、証券会社に株を預けなくてはならなくなり、株主提案に賛同してもらうためには、証券会社に出向き、窓口で「個別株主通知」というものをしないといけなくなり、賛同者にはハードルの高い行いになっています。

今年提案する議案は　①原子力発電所の廃炉事業　②里海・里山の活用保存事業　③送電、配電事業を切り離し別会社での運営　④原子力発電所周辺自治体との住民の安全確保等に関する協定の締結　⑤原子力損害賠償保険の締結の5議案です。

総会の運営に関する7項目の申し入れもしました。

①総会中において、正当な権利に基づいて質問などを行っている者に対し、野次や発言をさまたげるような言動を行う者がいる。総会運営の責任者である議長は、株主の正当な権利を保障するために、適切かつ毅然とした総会運営を行うこと。

②これまでの総会において、質問時間等について何の法律等の根拠も無いにも関わらず「3分以内」ということに強くこだわっているが、柔軟に対応すること。

③総会において、質問をする旨の意思表示を行った株主に対しては、その質問が行える保障をすること。また、当然の事として再質問を認めること。

④株主提案の理由、補足説明を行う場合は、出席株主に向かって説明ができるように、株主提案の補足説明を行うための演壇などを設置すること。

⑤株主提案議案の補足説明を行うにあたり、総会出席株主に対し提案の内容をより理解して頂くために、議案の内容ついて、総会会場の前面スクリーンに映し出すこと。

⑥株主総会の様子を、インターネットなどを利用して、映像配信をすること。また後日においても鑑賞出来るようにすること。

⑦株主総会において、手話通訳者を入れて聴覚障害者に対して配慮すること。

回答は届きましたが回答は全て否定されました。

いよいよ6月26日の株主総会で会場で質問をし、広島の市民運動の皆さん、上関からの抗議団といっしょになって中国電力に原発をやめる行動を行います。中電本社前にお集まりください。

2014年第90回中国電力株主総会議案（いづれも定款変更）

第1号議案　原子力発電所の廃炉事業

▼提案の内容

第2条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（2）原子力発電所の廃炉事業を行う。

a. 原子力発電事業は行わない。

b. そのための廃炉検討委員会を設ける。

c. 廃炉により発生する放射性廃棄物は中国電力本社内に貯蔵して管理する。

d. 島根原子力発電所3号機には核燃料は装荷しないで、廃炉研究施設として使用する。

▼提案の理由

福島原発事故により、東京電力は福島第一原発1号機から6号機までの廃炉を決めました。当社の島根原発1号機についても、営業運転開始から40年が経過し、廃炉は確実な状況になっています。これから、全国各地の原子力発電所も、多くが廃炉時代に向かっていきます。

しかし廃炉といっても、その行い方や技術は、はっきりと定まっていません。長い月日が掛かりますし、その費用も膨大となります。特に、事故を起こした福島第一原発の1号機から4号機については、廃炉が終了するのは、私たち世代の生存中には不可能だと思います。当社社員の能力は優れており、技術力も優秀だと聞いております。当社が事業として廃炉事業を行い、これから廃炉を迎える全国各地の原子力発電所について、その事業を営み、廃炉事業収入を得ることは、当社の経営にも大きく貢献するものと考えます。そのために、当社島根原発3号機は廃炉のための研修施設として活用していきます。

第2号議案　里海・里山の活用保存事業

▼提案の内容

第2条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（3）里海・里山の活用保存事業を行う。

a. 10年経過しても、実現出来ない事業は中止して取得した土地は自然環境保全のための活用に転換する。

b. 希少生物や保護を要するものが発見された時は開発をしないでそのままの状態で守っていく環境保全事業に転換する。

c. 上関原子力発電所は、白紙撤回して、今後は新設や建設は行わない。

d. 上関原子力発電所の建設計画で取得した用地や土地は、自然保護地としての活用を図る。

▼提案の理由

東京電力は、1922 年から尾瀬ヶ原にダム建設を計画しましたが、その後、国立公園に指定され、自然保護運動、建設反対の声で計画は頓挫しました。その結果、自然保護に転換し、木道の建設や湿原復元の事業を行っています。福島原発事故後も事業は解体されず、土地管理・環境整備事業会社として存続させています。

当社は、32 年にわたって上関原子力発電所を計画してきましたが、この地域は瀬戸内海国立公園内にあり、天然記念物のカンムリウミスズメや希少な貝類、動植物がいることが分かり、原発を建設するのではなく、保護していく貴重な地域になっています。原発の安全性は崩れ去りました。原発から出る放射性廃棄物の処分が１０万年後にもわたることを考えると、上関原発は建設ができません。よって、取得した土地は、自然保護地として残していくことにします。その環境保全事業を行う事業体をつくり、国立公園の一角を大切に保全していくことにします。

第３号議案　送電、配電事業を切り離し別会社での運営

▼提案の内容

第７章　送電、配電事業を切り離し別会社での運営

第 47 条 発電事業から送電、配電事業を切り離し別会社での運営をする。

２　本会社の事業目的の電気事業は発電事業のみを行う。

３　今後３年をかけて、送電部門と配電部門を分離していく会社分離のための組織改革を行う。2017 年には送電、配電を行う会社を発足させる。

４　発電事業では原子力に代わり自然再生エネルギーによる発電比率を２０％以上としていく。

▼提案の理由

昨年１１月改正電気事業法が国会で成立し、これから本格的に電気の供給体制が変わっていくことになります。その結果、２０１６年には家庭用の電力小売りが全面自由化され、２０１８年からは発電と送電部門を別会社にする予定で進んでいくことになっていきます。

このことは、従来から株主提案をし続けていて、遅まきながら法的にも制度的にも実施されていくということです。当社は原子力発電の比率が１１％と少なく、中国地方に供給する大口事業所の中には、大規模自家発電設備をもっていて、電力契約離れが起こる可能性が広がってきます。家庭用や小売に依存している当会社においては、早急に対応を考え実施する必要があります。

そのためには、原子力発電による電気はいらないとの消費者のニーズと、低廉な電気単価のものを提供しなくてはなりません。

定款に定めて、会社経営を３年間以内に、本格的な自由化に備えていけるようにしていく提案をします。

第４号議案　原子力発電所周辺自治体との住民の安全確保等に関する協定の締結

▼提案の内容

第８章　原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の締結

第４８条　住民の安全を確保することを目的として、原子力発電所から半径 50 ㎞内の自治体と「原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結する。

２　協定の内容は、立地自治体と周辺自治体においては同一の内容とする。

３　立地自治体とその周辺の自治体で締結する協定の内容は、原子力発電所の新増　設の計画及び原子炉施設に重要な変更を行う時、また再稼働させる時、原子炉を解体する時の事前了解を、明確に規定するものとする。

▼提案の理由

福島原発事故において、環境中に漏れ出した放射性物質は福島を中心とした東北地方、そして北関東まで汚染してしまいました。放射線に敏感な子供を抱える家庭では、福島県内はもちろんのこと、関東でも西日本への避難を選択する人が、多数あります。

この事故を教訓に、原子力防災範囲は一気に拡大されることとなりました。原発から半径５㎞内を PAZ,30 ㎞内を UPZ としてそれぞれ防護措置が取られる区域とされ、加えて、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）として，概ね 50 ㎞の範囲が示されています。福島原発事故に照らし合わせれば、この範囲でも不十分ですが、これらの自治体とは、原発事故の被害が及ぶ範囲として、最低限、安全協定が必要です。

なおかつ、明確でない再稼働時の事前了解等を含む内容とし、全ての自治体が住民の安全を確保するための権限を有するために、同一の協定内容でなければなりません。

第５号議案　原子力損害賠償保険の締結

▼提案の内容

第９章　原子力損害賠償保険の締結

第４９条　原子力発電所の膨大な事故の発生に鑑み、補償として当会社として全責任を負う事のできる額の損害賠償保険を掛ける事にする。

２　その額は、１発電所について 10 兆円を最低限度額にする。

３　福島原発事故の最終賠償金額が決定した時点において前項の額を超えたり、新たに原子力発電所の事故により、前項の損害賠償額を超えるようなことがあれば、最低金額を変更する。

▼提案の理由

原発の事故が起きた時に、被害の賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入が義務づけられています。この金額は、通常の商業規模の原子炉の場合は、現在 1200 億円となっています。この金額では、十分な賠償を行うことはできません。

この３年間で、福島第一原発事故の損害額は 11 兆円に達しました。２年３カ月前の約２倍となっています。内訳は、除染費用が２兆５千億円、中間貯蔵施設の整備費用が１兆１千億円、汚染水対策費用が２兆円等で未曾有の被害金額となっており、このほかにも莫大な費用が必要となっています。

11 兆円の費用の中には、40 年続くとされている廃炉費用は含まれていません。これからも莫大な費用が必要となります。

そこで、原子力発電所の事故に鑑み、事故発生責任者として全金額が賠償できるように、当面、10 兆円の原子力損害賠償保険を締結することとします。

5 月 3 日、憲法記念日に憲法リレートークと市民投票をしました

5 月 3 日の憲法記念日に天候にも恵まれ、原爆ドーム前で、憲法を変える？変えない？市民投票と、憲法リレートークを行いました。市民投票ではスタッフとして 20 人を超える人たちが来てくださったお蔭で 672 人もの人たちに声をかけ、投票をしてもらうことができました。
結果は次の通りです。

憲法を変えて戦争をする国になる	24 人（3.5%)
憲法を変えず、戦争をしない国のままで	617 人（(91.8%）
分からない	31 人（4.6%）
総数	672 人

例年は憲法を変えない派が 80%前後ですが、安倍政権の早急な戦争国家へ突っ走ることの不安もあるのでしょうか。マスコミ各社の（読売、ＮＨＫでさえ）世論調査にも如実に表れていました。

憲法リレートークは次の皆さんが話してくださいました。
司会開会　　難波郁江さん（広島 YWCA 会員）
私たちを守る憲法のことを知ろう
藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人代表）
ハギー作曲「9 条の歌」　　林 寛（K- ネット）
核廃絶・原発と改憲
森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表）
集団的自衛権行使と命を守る憲法　　足立修一（弁護士）
「慰安婦」問題の早期解決のために
土井桂子（慰安婦問題の早期解決広島ネットワーク）
教育問題と改憲
山川 滋（教科書問題を考える市民ネットワーク･ひろしま）
改憲と秘密保護法他、今後の展望
横原由紀夫（東北アジア情報センター）

原爆ドーム前を通る一般の方が十数人座って聞いてくださっていました。しばし立ち止まって聞いてくださる方や昨年も聞きましたよという人もいらっしゃいました。通り過ぎつつ横断幕を見て今日は憲法記念日だと話している親子も…　戸外でリレートークをすると嬉しい反応がたくさんあります。

林寛さんが歌ってくださったのは、31 歳と若くして病気で亡くなったプロの歌手ハギーの作曲した９条の歌です。小さな車でお連れ合いさんと小さな子どもと全国を回っていました。北海道の二風谷でひょっこりと会ってビックリしたこともあります。優しいくて力強い素晴らしい歌声でした。林寛さんは、その９条の歌を今も歌い続けてくださっています。

林 寛さん

土井桂子さん

市民投票

憲法を知って、憲法を活かそう

藤井純子

5 月 3 日は、67 年前、日本国憲法が施行された日です。基本的人権の尊重、主権在民、戦争をしないという平和主義が貫かれた素晴らしいこの憲法は、日本の研究者をはじめ、世界の英知を集めて作られ、国会で承認されました。戦争はもうこりごりという人々は大喜びでこの憲法を受け入れたのです。

しかし自民党や経済界は、武力を使えず、人権を尊重しなければならない憲法は邪魔で仕方ありません。湾岸戦争以後、改憲の動きは活発となり、2000 年には国会に憲法調査会が作られました。それで「第九条の会ヒロシマ」は 2001 年から毎年、憲法記念日にリレートークを行い、今年で 14 回目になります。それは多くの皆さんに日本の憲法のいいところを知ってもらい、私たちと一緒に「憲法を変えるな、戦争をする国にするな、私たちの平和に健康に自由に生きる権利を守れ！」と国に対して意思表示をして頂きたいからです。

憲法は、これまで 67 年間、皆さんの命も自衛官の命も守ってきました。自衛隊で亡くなった人は 1870 人ですが、殆どが軍事演習で亡くなり、実際の戦闘で亡くなった人はいません。それは憲法に、政府が戦闘行為をしてはならないと厳しく縛っているからです。日本は軍隊を持ってはならず、自衛隊の武力行使にも強い制限があり、イラク戦争時も非戦闘地域のサマワに行って、道路や学校を直し、水を供給し、死者を一人も出さずに帰りました。

また皆さんが病気になったり、働けなくなったり、子どもが一人ぼっちになった時、それでも病院に行き、学校で学んで自立ができ、誰もが生活ができるように国会で法律を作り、援助が出きるような制度を不充分ながら整えてきました。これも憲法が政府に命令をしているからです。また私たちが自由に考え、行動ができる権利などおろそかにしないように、憲法は政府を縛っています。しかし政府はすぐにサボってしまうのでしっかり見張る必要があります。

憲法は皆さんが守るものではなく、政府が守らなければならない国の最高の決まりです。しかし安倍政権は、人々の言論の自由を尊重すると、戦争はいやだ、武力を使うな、原発は要らない、女性や子どもの権利を守れと声をあげるので憲法が邪魔で仕方ないのです。それで「大事なことは私が決める」とまるで独裁者のようにふるまい、憲法を壊す秘密保護法のような法律を次々と制定し、いよいよ米国と一緒に戦争する集団的自衛権行使を認めようとしています。

今ならまだ間に合います。私たちと一緒に「命を奪うのも奪われるのもいやだ。戦争する国にするな」と声を挙げ、意思表示をしましょう。

核廃絶・脱原発と改憲

森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

私たちの国の現実をみると、軍事予算 24 兆 6700 億円をこの 5 年間で使おうとしています。1 年間だけでも 4 兆 9 千億円。これはいったいどこから出てくるのでしょうか。私たち、とくに貧しい弱者から巻き上げる、消費税、増税によるお金です。あるいは武器輸出 3 原則を撤廃して他国に武器を売り、また原発を諸外国に輸出して大企業がもうける、そのお金からも膨大な軍事費になっている。私たちは社会保障を削減され、先日も放映されていたように若い女性が寝るところもなく、貧しい極限の状況に置かれている。これが繁栄の片方で起こっていることです。

アベノミクスといわれる安倍政権が行っている強権政治、つまり私たちが求めていない特定秘密保護法であるとか、あるいは国家安全保障会議、集団的自衛権容認の改憲解釈など国会の承認も何もなく強行しなし崩し的に憲法を変えて、軍国日本への道を歩もうとしている。私たちは、決してこの歩みをこのまま通してはならないと思います。憲法の前文にある、「全ての世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」という私たちの基本的な生存権、基本的人権、財産権は一体どう踏みにじられているのでしょうか。原発による災害を受けた福島の人たちはいま、高い放射線量のままのもとのところに強制的に送り返されようとしています。これは被曝の強制です。そして貧困の強制です。あらゆることが、わたしたちに強制としてのしかかってきています。このまま行けば、アメリカと共に戦争のできる国にまっしぐらです。沖縄の辺野古への米軍基地の拡張においても、あるいは西南諸島の与那国、石垣島等には、米軍だけではなく、自衛隊が増強されていますが、中国との戦争、あるいは朝鮮を視野に入れた、戦争をする国になるのでしょうか。現実は着々とそこですすめられています。

いっぽう、日本政府は、広島で核兵器廃絶のためということで非核保有国 12 カ国の外相による NPDI 会議を開きました。しかし、あくまで日本政府は核兵器廃絶への本格的な道を歩むのではなく、この 70 年近く前に広島で起こった非人道的惨劇、1 発の核兵器による惨劇をその経験から絶対的に核を否定するべきだという原則をかなぐり捨てて、核兵器による安全保障、核抑止力による安全保障を前提にして、今の世界的な核兵器禁止条約に向かう流れに抗して楔を打ち込む欺瞞的な政策を弄しています。

原発の廃炉にいたっては多くの原発労働者が被曝しながら従事しています。それもほとんどの原発労働者は福島の原発事故で仕事や家を失った人たちが働かざるをえない。そして被曝蓄積量の関係から長い期間を働けないということで切り捨てられていきます。こういった棄民政策を私たちは許してはならないと思います。私たちは戦争を体験した、戦争を起こした国・日本として、その反省から生まれた平和憲法を何としても守るということだと思います。実質的に投げ捨てられ、一つずつ崩されている現状ではありますが、それでもこの平和憲法が最後の砦となっていることは事実です、私たちは、このフラワーフェスティバルに全国から来られている、あるいは広島の市民の皆さんに訴えたいと思います。みなさんとともに、ここヒロシマの地から、この国を核兵器や原発のない平和で全ての人々に豊かな暮らしを保障する社会にするために声をあげていこうではありませんか。将来の子ども達のために、人類が長く生存していくために、私たちは皆さんと共に頑張りたいと思います。

集団的自衛権行使と命を守る憲法

足立修一（弁護士）

集団的自衛権とは、簡単にいうと、自分は攻撃されていなくても、自分の友達が殴られたらそれは自分が殴られたのと同じだから、一発殴ってよろしいというような意味だといわれています。けれど、一発殴っただけで済むか。一発殴ったらその国は自分に対する攻撃と見て、思い切り反撃してくる可能性がある。一発殴ったら殴り返されて、それから泥沼の戦争になることを意味しています。自分に対する攻撃がないのに攻撃するということで、日本国憲法のもとで専守防衛といっていたこととは違うわけです。攻撃されてないのに攻撃する。これを認めようとするのが集団的自衛権なんです。それを安倍政権は、第一次安倍政権ができた 2006 年 9 月から準備してきて、第二次安倍政権でもそれを進めている。昨年 5 月の段階では、96 条を改正してそれから 9 条を改正しようと考えていたようですが、96 条改正については国民の批判があるということでいったん宙ぶらりんの状態にして、今度は、どうするかというと、憲法を変えるというから具合が悪いんだと。麻生首相はナチスに学べといいました。ナチスは何をしたか。憲法は変えてないんです。法律を変えて憲法を実質的に無効にした。麻生首相がナチスに学べといったそのやり方をまさにいま安倍政権はやろうとしている。戦争に巻きこまれる道を絶つというのが日本国憲法の立場です。日本がかつて中国、東南アジアに侵略して、アジアの人たちを 2000 万人殺し、日本人も 300 万人以上が亡くなるという犠牲を受けていまの憲法ができている。決して戦争するなと、こういう憲法なんです。これをなくそう、この憲法をやめて、戦争をする国にするという。

その中で一番重要なのは、国家安全保障基本法案、これを絶対に阻止しなければいけない。この法律は、国全体を軍事化する。防衛産業を育成し、教育とか、通信とか社会のあらゆる場面を軍事化していくことを決めようとしています。その一環として、秘密保全法が制定されました。憲法を変えるのは難しいから、法律を変えて憲法を変えるというナチスのようなやり方を安倍政権が着々とやっているということを見据えて、私たちはこういった実質的な憲法のなし崩し的破壊に対してきちんと対応して、反対していかなければいけないと思います。

教育問題と改憲

山川　滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

「教育と改憲」の問題の中心は人権問題です。改憲前夜の今、学校教育の中で子どもたちや私たち市民の人権が目に見えて抑圧・弾圧されつつあります。その典型事例がヘイトスピーチです。ヘイトスピーチの広がりが子どもたちの意識に影響を及ぼす危険があります。例えばヘイトスピーチを受け入れる雰囲気の中で、教師が竹島（独島）、尖閣諸島について日本の領有権と韓国・中国の『不当な主張』を教えるならば、在日の子どもたちを日本社会からの攻撃の矢面に立たせ、日本人の子どもたちには在日の子どもたちを排除する思考と感情を植え付けてしまう授業を『知らず知らず』行うことになるのです。

現行憲法と自民党の改正案を比較してみると、改正案では『第1条天皇』は象徴を越えて「元首」として政治への位置づけがされ、『第 9 条戦争放棄』は「自衛権の発動、国防軍を持つ」が明記されて集団的自衛権を発動する準備がされ、『第 13 条個人の尊重』は「公益、公の秩序に反しない限り」「国（政府）に反対してはいけない」としており、『第 21 条表現の自由』は「公益、公の秩序を害する活動・結社は認めない。」としてますます「反日」と国が見なす活動を市民に許さないことが明記されています。つまり、「国益を守るために国民は国の決めたことを守れ」「さもなくば罰する」というのが自民党憲法改正案なのです。そしてこの自民党改憲案を子どもたちに教え込むために作られたのが育鵬社の歴史・公民教科書なのです。

自民党改憲の動きは人権抑圧とセットで進められています。教育は市民のものであり国のものではありません。人権を抑圧して国益を守ろうなどという教育政策を進めるわけにはいきません。憲法にあるように「自国のことのみに専念して他国を無視」するようなまちがった愛国心や国家主義教育を進めてはいけません。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」するための教育を進めるために市民の声を上げていきましょう。

教科書ネットの皆さん

改憲と秘密保護法　今後の展望

横原由紀夫（元原水禁事務局長）

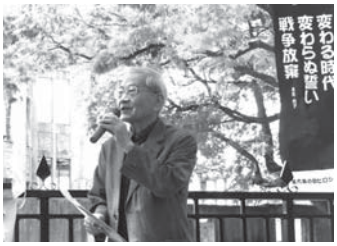

4 月 26 日のメーデーに連合は安倍首相を招待しました。参加した何人かが、「消費増税反対」というプラカードを持って出ていったら周りを 5,6 人の警察官が囲んで、プラカードを掲げた腕を押さえて、みんなに見えないようにしました。そして、安倍首相が挨拶をしたときに、プラカードを持っていた男性が、「残業ゼロ反対」と叫びましたら、取り囲んでいた警察官が、彼を会場の外に出しました。労働者が要求を掲げたら警察官に追い出されてしまうことが、許されるというのが大きな問題です。朝鮮人、韓国人は出てゆけ、ナチス、ヒットラーこそ見習おうというようなことが堂々と叫ばれて、デモ行進がされてるのに警察は全く介入しない。このようなことは、安倍政権が誕生してからです。

特定秘密保護法という、日本の将来を決める重要な法案を衆議院でたった 44 時間の審議で決め、参議院でもっと短い時間で強行採決して決めた。2012 年までに防衛省は 5 万 4 千件の情報を秘密に指定しました。そのうち 3 万 4 千件あまりはすでに廃棄されています。情報公開法に基づいて公開を求めたら、オープンにされたのはたったの 1 件。原子力規制委員会が持っている情報をインターネットで調べようとした男性が引き出してみたら、ほとんどが墨で塗られている。必要な情報が隠されてしまっている。施行されて仕舞えば、国民の知る権利、マスコミの報道の自由は大きく制限をされ、奪われてしまう。警察がいまや、そういうことを先取りした動きをしている。

日本は戦後、アメリカから 一緒に戦争に参加してくれといわれても、憲法第九条があるから出来ませんと断ることが可能であった。それが解釈を変えることによって行われるわけですから、集団的自衛権というものを容認するわけにはいきません。

中国の軍の高官と日本の自衛隊の高官が中国で会談をしたとき、中国軍の高官は、「私たちは日本と戦争する考えはありません」と明言しています。かつてのアメリカやソ連のように、集団的自衛権を口実にして自分達の同盟国がおかしくなればそこへ介入して戦争を続けるというような国際的な状況ではなくなったのです。さまざまな問題が国際的な共通関係に結ばてくると、ひとつの国だけが勝手に戦争できません。中国も、人の住めない小岩の島が並んでいる尖閣列島に軍事力を出して攻めるようなことはしません。アメリカは、そんな島のために日本を助けて中国と戦争をする気もありません。なぜなら、いまや中国のおかげでアメリカの財政が持っているんです。中国も戦争して得なことはありません。よその国が日本を攻めてくることはありえないんです。逆なんです。9 条があってこそ世界は日本を攻めることはしません。そんなことをしたら、国際社会から日本を攻めた国は袋たたきになる。日本は戦争に負けた以降、復興するために憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重、更には国連憲章の平和原則を守ってきたからこそ、国際社会で受け入れられ、経済的に復興して今日の姿があるわけです。そのような日本の戦後の社会を戦前に返そうという動きに対しては NO の声を上げて欲しい。

中国、日本、韓国の軍事費は、昨年度、5% から 6% 増えました。なぜか。それは、日本が安倍首相になってから、中国を敵視し、韓国を侮蔑して、北朝鮮は軽蔑をして、緊張関係を高めたがゆえに、その反動として、韓国の軍事費が高くなる、同時に日本も同じように軍事費が上がっていく。軍隊優先の社会になりますから、私たちの生活そのものは豊かになることはない。

若い人たちは、みずからが生きる社会、国の形を決めることになる憲法について学んでほしい。日本国憲法を読んで欲しい。憲法を知らずに変えるなんていうことは、まさに国民の権利を自らが放棄することになる。

新聞　第3種郵便物認可

九条はヒロシマの誓い

故栗原貞子さんの言葉 憲法記念日に考える

「護憲」。こう記された石碑が、広島市安佐北区にひっそりと建つ。作品「生ましめんかな」で知られる原爆詩人、栗原貞子さん（1913～2005）が眠る墓のすぐ横にある。3日は憲法記念日。来年で没後10年を迎える栗原さんの残した言葉を読み返し、憲法の意義を改めて考えた。

石碑は、高さ約60センチ、幅約1メートルの黒石。夫の実家に近い広島市安佐北区可部町にある。裏面には、戦争の放棄を規定した憲法9条の条文が刻まれている。湾岸戦争で自衛隊掃海艇の海外派遣が現実化していた1991年2月、長女が栗原さん両親に捧げる形で建てられた。

原爆詩人栗原貞子さんの墓のそばに建立されている「護憲の碑」＝広島市安佐北区

不戦、加害者としても説く

2014・5・3
朝日新聞

〈ヒロシマ〉というとき
〈ああ　ヒロシマ〉と
やさしくこたえてくれるだろうか
〈ヒロシマ〉といえば
〈パール・ハーバー〉
〈ヒロシマ〉といえば〈南京虐殺〉

栗原さんはベトナム戦争が続く72年5月、「ヒロシマというとき」を詠んだ。広島が軍都だったことを踏まえ、戦争の被害者であると同時に加害者でもあったことに目を向けた。

長女は生前、朝日新聞の取材に「『生ましめんかな』は幅広く感動できる詩だけれど、母の理念がより表れているのは『ヒロシマというとき』」と語った。

〈ヒロシマ〉といえば
〈ああ　ヒロシマ〉と　やさしいこたえがかえって来るためには
わたしたちは　わたしたちの汚れた手を　きよめねばならない

市民団体「第九条の会ヒロシマ」がほぼ毎年、8月6日付の新聞に出している意見広告も、栗原さんの提案で始まった。世話人代表の藤井純子さん(63)によると、92～94年の標語は栗原さんがまとめたという。

憲法九条はヒロシマの誓いそのものです。再び、アジアの人々へ銃を向けさせまい。（92年）

平和への希望「憲法九条」を世界に広めよう（93年）

変わる時代　変わらぬ誓い　戦争放棄（94年）

市民団体「広島文学資料保全の会」の池田正彦さんは、特に92年の標語が栗原さんらしいといい「『ヒロシマというとき』と同じく被害者としての不戦だけでなく、加害者としても『力による威嚇をしない』という9条の精神の大切さを説いている」と分析する。

栗原さんの遺志を受け継いだ意見広告は今年も、8月6日付の朝日新聞に掲載される予定。

（岡本玄）

栗原貞子さんが亡くなって10年になる。しかし生誕100年を記念して作られた詩集を今読んでも新しい。第九条の会ヒロシマができた1992年頃の世話人会で「憲法を読み直して勉強してごらん」と言われたことを、今、私たちが訴えている。栗原貞子さんの提案で始めた8・6新聞意見広告は今年も取り組む。多くの皆さんの賛同を得て成功をさせたいと願っている。

授業における「終わらない戦争」上映について、浅原利正広島大学学長・吉田光演総合科学部長への要請

5 月 21 日付け『産経新聞』は『講義で「日本の蛮行」訴える韓国映画上映　広島大准教授の一方的「性奴隷」主張に学生から批判』と題する記事を掲載しました。この記事では、「日本軍慰安婦」問題に関するドキュメンタリー映画「終わらない戦争」を教材として使った、総合科学研究科教員に対する一受講生の意見を次のように紹介しています。『「いつから日本の大学は韓国の政治的主張の発信基地に成り下がってしまったのか」と ^ 講義を受けた男子学生（19）は、ため息交じりに語った』のであり、『国立大学の授業として、慰安婦募集の強制性があたかも「真実」として伝えられたことに疑問を呈し』たと。さらに、「慰安婦募集の強制性を認めた平成 5 年の官房長官、河野洋平の談話。強制性の根拠とされた韓国人元慰安婦 16 人の証言は、信憑性の調査も行われなかった」と記して、河野談話があたかも虚言であるかのような表現をしています。

「河野談話」に関する議論が私たちのこの書簡の目的ではありませんので、ごく簡単にのみ説明させていただきますが、河野談話は、単に元「慰安婦」女性の証言だけに基づいて作成されたものではありません。戦時中に連合軍側が作成した調査資料やオランダ軍が戦後の 1948 年に行った「バタビア裁判」（南方軍幹部候補生教習隊の士官たちが 35 名のオランダ人女性を「慰安所」に強制連行し強姦した犯罪審査）記録などを参考にして作成したものであり、極めて信憑性の高い内容の政府公式見解です。

「慰安婦」と呼ばれた韓国人を含む多くのアジア人ならびにオランダ人女性が、アジア太平洋戦争期間中に日本軍ならびに日本政府が犯した「人道に対する罪」の犠牲者であったという事実は、2000 年 12 月に東京で開廷された「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」でも明確に証拠づけられている事実です。この法廷で判事を務めた 4 名と主席検事を含む 40 名 以上の検事団のほぼ全員が、国際的に第一級とみなされている法律専門家であり、裁判は当時の国際法に照らし且つ東京裁判憲章に基づき、しかも膨大な関連資 料が証拠資料として提出され、検証された上で、「日本軍慰安婦制度」に対する日本の「国家責任」と日本軍が犯した「慰安婦」に対する「人道に対する罪」が 厳密に審理されました。ドキュメンタリー映画「終わらない戦争」は、そのような歴史的事実を背景に制作されたものであり、人権問題、とりわけ戦争における「女性の人権侵害」問題を学生に教えるうえでは、極めて教育価値の高いものであることを、私たちはここで明確にしておきたいと思います。

しかし、どのような内容の教材であれ、学生各々の受けとめ方や意見、判断が異なってくるのは当然です。したがって、教材資料の内容をめぐって教員と学 生の間で、さらには学生同士の間で、自由で活発な議論が行われるのは当然です。たった一人の学生が教材の内容が気にくわないからという理由で、また、その教員が「韓国籍」だからという理由で新聞が公的に糾弾することは、明らかに日本国憲法 23 条で保障されている「学問の自由」への由々しい侵犯行為です。同時に、新聞によるこのような大学教員への個人攻撃は、憲法第 19 条で保障されている「思想及び良心の自由」をも犯す犯罪行為です。

日本におけるこの「日本軍慰安婦」問題の取り扱い方については、2013 年 5 月 17 日に、国連経済社会理事会社会権規約委員会が、「日本に関する第 3 回提起報告に関する最終所見」の中で次のように述べています。「当委員会は、長年にわたる『慰安婦』搾取の影響に対して日本国家があらゆる必要な処置をとり、『慰安婦』が経済的、社会的、文化的権利を享受できるようなあらゆる保証処置をとるよう勧告する。当委員 会はまた、『慰安婦』に対するヘイト・スピーチや、彼女たちに汚名をきせるようなその他のやり方を防止するため、『慰安婦』搾取に関して国家が公衆を教育するよう勧告する。」

さらに同年 5 月 31 日には、国連拷問禁止委員会が「日本軍慰安婦」問題に関して日本政府に対する勧告を発表しています。これまで、国連の複数の人権関連委員会による「慰安婦」問題に関するたびかさなる勧告にもかかわらず、日本政府はこれらを拒絶し続けていると、拷問禁止委員会は日本 政府を厳しく批判し、下記の 5 つの方法で「即時かつ効果的な立法的および行政的措置をとり、『慰安婦』の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求め」ています。

1）性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること。
2）政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること。
3）関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること。
4）被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なリハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと。
5）本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。

したがって、国連加盟国の日本の大学が、「日本軍慰安婦」問題で学生を教育することは、拷問禁止条約締約国の教育機関としての責務であり、これを怠ること自体が国際的な倫理的信頼性を自壊させることになります。

日本における「慰安婦」問題の取り扱い方は、このように国際的な注目を集めており、今回の広島大学でのこの問題の取りあげ方についても、おそらく海外 の多くの人権団体がすでに注目していることと思われます。平和教育方針を強く国内外で強調されてきた貴大学が、「学問の自由」、「思想及び良心の自由」、ひいては「大学の自治」を守る確固たる信念を公に表明し、産経新聞の記事に対して強い抗議を表明しなければ、それは貴大学の国際的信頼性そのものを崩壊さ せることにつながるであろうと私たちは懸念します。

貴大学が、元「慰安婦」女性ならびに教員の人権を守るために、平和と正義への堅固な信念と勇気をもってこの問題の処置に当たられることを強く望んで止みません。

日本軍 (慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク　　6 月 2 日

お知らせ

１月に一度、続けて頑張っていま～す。ご参加下さ～い！

日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク

毎月第１水曜日に街頭行動を行っています！
　＊夏場は変則的日時・場所です。ご注意ください。
７月２日（水）12:00~13:00
８月２日（土）17:00~18:00 ＞ 本通り電停前
９月３日（水）18:00~19:00
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410(土井)

上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動

６月 26 日（木）8：30 ～ 13：30　（長時間なので可能な時間に）
　　この日 10 時から株主総会があり。終わって報告集会
７月 16 日（水）７月以降は以前のように第２or3 の水曜日
８月 20 日（水）９月 17 日（水）、10 月 15 日（水）予定
　　中国電力本社前　11:55 ～ 13:00
連絡先：090-6835-8391（渡田）

活動報告　（第九条の会ヒロシマほかネットワークなど関連行事含む）

４月 10 日（木）　第九条の会ヒロシマ会報 81 号発送　広島市民交流プラザ　3F 会議室 A11：00 ～
12 日（土）　慰安婦ネット上映会「私たちは忘れない」（16 分）（韓国）「沈黙の歴史を破って」～国際女性戦犯法廷の記録～（64）大娘たちの闘いは続く」（29 分）（中国）
16 日（水）　第九条の会ヒロシマ世話人会①　13：30 ～　広島国際会議場 3F 研修室
19 日（土）　九条の会・はつかいち憲法のつどい「半田滋講演」（14:00、廿日市交流プラザ）
20 日（日）　ピースリンク広島・呉・岩国「半田滋講演会」（13:00 ～、ビューポート呉）
23 日（水）　広島県９条の会ネットワーク例会（18：00）広島国際会議場 3F 研修室 3
25 日（金）　秘密法に反対する全国ネット第１回全国交流会報告会　広島市民交流プラザ
26 日（土）　掃海艇派兵から 23 年　抗議海上デモと呉海自総監部申し入れ　ピースリンク
チェルノブイリデー　本通り署名街宣＆中電前キャンドルの集い上関ネット
27 日（日）　8・6 新聞意見広告展示　広島市まちづくり市民交流プラザ１F ～ 5 月 6 日
秘密法廃止！植田博広島修大教授講演会 JCJ　広島市民交流プラザ５F
生協ひろしま平和憲法・９条を考える会　講演会　秋田智佳子弁護士
５月　3 日（土）　5・3 憲法記念日リレートーク　＆市民シール投票
憲法集会マイライフ・マイケンポウ　伊藤真（広島県民文化ホール）
憲法を守る県民会議など　憲法講演会　前田哲男（広島 YMCA）
女性９条の会ひろしま　憲法街宣
ＳＴＯＰ「秘密保護法」福山緊急行動　集会とデモ
九条の会・おのみちなど　秘密法・集団的自衛権で集会＆デモ
秘密法廃止！市民デモ 16:30~ 原爆ドーム前～中電～中央郵便局
5 日（月）　岩国海兵隊基地開放デーチラシ配布　ゲート前（活かす会、ピースリンク他）
6 日（火）　8・6 新聞意見広告展示撤去　16：30 ～　プラザ１F
7 日（水）　日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣　メルパルク前 12 時 ~13 時
核被害者フォーラム実行委員会準備会　18：00 ～　国際会議場３F 研
8 日（木）　秘密保護法廃止ネット世話人会
12 日（月）　愛宕山を基地外基地にするな　中国四国防衛に申し入れ　愛宕山を考える会
13 日（火）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク例会
14 日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動
集団的自衛権行使を容認する安保法制懇の報告書提出するな街宣とドーム前集会
15 日（木）　集団的自衛権行使を容認する安保法制懇の報告書提出に抗議街宣とドーム前集会
16 日（金）　８・６ヒロシマ平和へのつどい実行委員会１　紫苑２F　18：30 ～
広島労働弁護団　労働法制破壊ストップ！広島共同集会　広島 YWCA
18 日（土）　核兵器廃絶をめざすヒロシマの会総会　＆　広島・長崎被爆 70 周年
「世界核被害者ヒロシマ・フォーラム」実行委員会結成総会　中央公民館
20 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会②　国際会議場３F 研
24 日（土）　慰安婦ネットシンポ（平井和子さん：ヴェール・ウルリケさん：田中利幸さん）
25 日（日）　広島保険医協会講演会　特定秘密保護法　青木理さん　リーガロイヤルホテル
上関原発止めよう！広島ネットワーク世話人会　14：00 ～　国際会議場３F 研
27 日（火）　岩国基地へ KC130 配備防衛政務次官来岩に抗議　岩国市役所前
29 日（木）　愛宕山を基地外基地にするな　中国四国防衛に再度申し入れ　愛宕山を考える会
30 日（金）　秘密保護法廃止広島ネットワーク広島世話人会
31 日（土）　愛宕山・緊急学習会（14：00、岩国市民会館小ホール、愛宕山市民連絡会主催）
８・６ヒロシマ平和へのつどい 2014　第１回実行委員会（15：00、紫苑）
６月　4 日（水）　日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣　メルパルク前 12 時 ~13 時
11 日（水）　秘密保護法廃止広島ネットワーク広島世話人会
12 日（木）　第九条の会ヒロシマ会報 82 号発送　広島市民交流プラザ３F 会議室 B

4.26 自衛隊掃海部隊初の海外派遣に抗議の平和船団

4.26 チェルノブイリ、フクシマを忘れない中国電力前キャンドルの集い

5.3 秘密保護法廃止広島市民でも

5.5 岩国米軍基地開放デーゲート前街宣

5.12 愛宕山を守る会中国四国防衛に申入れ

お知らせ

◆2014「沖縄慰霊の日」を記憶するつどい

6 月 22 日（日）　　参加費：無料
1 部 13：30 ～　広島 YWCA2 号館 4 階小会議室 3
映像鑑賞「摩文仁沖縄戦それぞれの慰霊」
2 部 15 時ころ～　原爆ドーム対岸　三線演奏　追悼と語り合い
主催：広島・沖縄をむすぶつどい　連絡先：090-4148-2637（一泰治）

◆自衛隊の現在を考える市民のつどい－呉とヨコスカ　基地の街から

6 月 29 日（日）13：30 ～ 15：30　ビューポート・くれ　大会議室
講　師：新倉裕史（非核市民宣言運動ヨコスカ）
参加費：1000 円（学生、障がい者無料）
主　催：ピースリンク広島・呉・岩国
連絡先：0823-21-2414（呉 YWCA 気付）

◆モンゴルへの使用済み核燃料の処分計画を問う
～モンゴルを愛する研究者からの現状報告～

2014 年 7 月 27 日 (日) 14：00 ～ 16：30　　参加費：500 円 (学生無料)
ゆいぽーと 5 階研修室 4（082-248-3320）予定
講　師：今岡良子さん（大阪大学准教授・モンゴル遊牧社会研究）
主　催：グローバリゼーションを問う広島ネットワーク
連絡先：090－6835－8391（渡田）

◆在外被爆者を支援する集い「在韓被爆者の現状・援護の課題」

7 月 30 日（水）18:30~20:30　広島市中区　広島平和ビル 5 階
講　師：市場淳子さん
共　催：韓国の原爆被害者を救援する市民の会
在アメリカ・在ブラジル被爆者裁判を支援する会
連絡先：090-7994-6246（中谷）

◆京都にも新たな米軍基地が !!
～Ｘバンドレーダー基地反対の闘いと沖縄～

8 月 23 日（土）14:00－16:30　廿日市交流プラザ
講　師：大湾宗則さん（米軍Ｘバンドレーダー基地反対・近畿連絡会
共同代表、京都沖縄県人会共同代表）
資料代：800 円　　託児、手話通訳、お問い合わせください。
主　催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
連絡先：0829－31－3356

▼ 6 月 14 日(土)「イチエフ（福島第 1 原発）で働いていた私のいま」
午後 2 時半～ 4 時半　広島市中央公民館
▼ 6 月 15 日(日) カトリック正義と平和協議会　11 時～　カトリック幟町教会
憲法学習会　工藤勇行弁護士
▼ 6 月 16 日(月)「終わらない戦争」上映会　　19 時～ 20 時
生協けんこうプラザ　500 円
▼ 6 月 21 日(土) 広島マスコミ九条の会総会＆講演　14 時～
広島市民交流プラザ「岐路に立つ言論」 山田健太弁護士
▼ 7 月　4 日(金) in 広島　がんばろうや！朝鮮学校
14 時～　アステールプラザ大ホール
▼ 7 月　5 日(土) 秘密保護法廃止ネット　第 2 回全国交流会 in 大阪～ 6 日
▼ 7 月 12 日(土) 愛宕山に新たな米軍基地はいらない市民集会とデモ
愛宕神社前公園 (集いの公園)14 時～ 16 時 (雨天決行)
▼10 月　5 日(日) 九条の会・はつかいち 2014 総会＆記念講演
「教育から憲法を考える」 講師：松田正久さん
廿日市交流プラザホール 14:00－16:30

8.6 ヒロシマ平和へのつどい 2014
「安倍を倒せ！戦争させない！九条活かせ！」

8 月 5 日（火）18 時～ 20 時半　広島市民交流プラザ 5 F 参加費 1000 円
各地からの報告・広島、長崎、岩国、沖縄、川内、インド
「市民による平和宣言 2014」採択
記念講演『安倍政権の「いのち」に対する蔑視・軽視を許さない』
講　師：岡野八代さん（同志社大学大学院教員）
主　催：8.6 ヒロシマ平和へのつどい 2014 実行委員会（代表 / 田中利幸）
連絡先：090-4740-4608（久野）賛同金：一口 1,000 円
郵便振替：01320 - 6 - 7576「8・6 つどい」
http://www.d6.dion.ne.jp/~knaruaki/tudoi/tudoi.html
▼関連企画
8 月 6 日（火）
7：00 ～　「市民による平和宣言 2014」「8.6 新聞意見広告」配布
行動（原爆ドーム前）
7：45 ～　グラウンド・ゼロのつどい（原爆ドーム前）
8：15 ～　追悼のダイ・イン（原爆ドーム前）
8：45 ～　「8・6 広島デモ 原発も核兵器もない世界を」
（原爆ドーム前～中国電力本社））
9：30 ～ 10：30 中国電力本社前・脱原発座り込み行動
●フィールドワーク（詳細は別紙）
8 月 5 日（月）13：00 ～ 17：00 米軍岩国基地 / 錦帯橋バスツアー
14：00 ～ 16：00 平和公園・碑めぐり
8 月 6 日（火）　9：00 ～ 12：00 広島城周辺徒歩コース
9：30 ～ 13：00 原民喜の「夏の花」を歩く
12：00 ～ 16：30 ヒロシマ・スタディ・ツアー 2014
「広島湾の戦争遺跡と軍事施設を巡る」
13：00 ～ 17：00 宇品・比治山自動車コース

◆戦争をさせないヒロシマ 1000 人委員会街頭宣伝

6 月 19 日（木）17:30 ～ 18:30　　福屋八丁堀本店前
（月 1 回の予定で 7 月・8 月も街宣有り、9 月集会予定）
呼びかけ人（13 人）代表：秋葉忠利（元広島市長）
賛同　団体 1 口 3,000 円　個人 1 口＝1,000 円
主　催：戦争をさせないヒロシマ 1000 人委員会
連絡先：平和運動センター

◆集団的自衛権行使容認反対！　原爆ドーム前集会 & デモ

6 月 20 日（金）原爆ドーム前集会　18：00 ～
デモ　18:30~（原爆ドーム前から）
主　催：秘密法廃止！広島ネットワーク
連絡先：090-4650-1208（難波)

◆笠木透と雑花塾コンサート
～心の糸を響かせるコンサート～

7 月 6 日（日）13:30 ～ 15:30　福山市北部市民センター
（福山市駅家町倉光 37-1、JR 駅家駅より南へ徒歩 7 分）
チケット代：前売　　￥1,500　当日￥1,800　　中学生以下無料
ペア券　前売￥2,000　当日￥2,300
主　催：「笠木透と雑花塾」コンサート実行委員会
連絡先：090-1353-3402（たそがれどんべえ）

◆ひろげよう！みどりのエネルギー～さよなら島根原発！大集合

7 月 20 日 13 時半～オープニングイベント～ & デモ
くにびきメッセ大展示場
主　催：島根県内 4 団体でつくる実行委員会

事務局から

8.6 意見広告 2014 賛同金、会費・カンパのお願い

・2014 年の年会費、カンパ、賛同金を送ってくださった皆さま、感謝です。引き続きのご支援をよろしくお願い致します。

・会費納入についてはタックシールに記載しています。入れ違いの場合は申し訳ありません。ご確認の上、記載の間違いがありましたら遠慮なくご連絡ください。

・あと一か月、8•6 意見広告の賛同金がまだの方、あと 210 万円。山口県版 5 段も掲載できるよう、よろしくお願い致します。

後記

・被爆 70 年企画が様々始まっている。自衛隊は 60 年。今だからこそ考えたい。「自衛隊を活かす会」ができたらしい。どう活かす？　フ

・今回の原稿も力作ばかり。でも編集者 2 人。校正が難しい… ムム　た

・テープ起こしはまだしも、その後、原稿にするのが大変なのだ。いくら編集長がヤイヤイ言ってもぉ…　　さ

・豪雨、強風で大変な地域の皆さま　お見舞い申し上げます。広島では、とりわけ広島市内は相変わらず何事もなく…　でも、もう蒸し暑い。生まれたばかりの孫のあせもが気になるぅー。　マ

・原稿を書いてくださった方々に感謝です。前号を読んで多くの方が感想をお寄せくださって嬉しい。ご本人にもお伝えしましたよ。フ